

2023年日本レース選手権規定の制定

※下線部分：改正箇所

2023年規定	2022年規定
<p>第1章 総 則</p>	<p>第1章 総 則</p>
<p>第1条 目的 一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）は、<u>2023年</u>（以下「当該年」という。）のレース競技会において優秀な成績を収めた者の栄誉をたたえるため、これを認定する日本レース選手権規定を制定する。</p>	<p>第1条 目的 一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）は、<u>2022年</u>（以下「当該年」という。）のレース競技会において優秀な成績を収めた者の栄誉をたたえるため、これを認定する日本レース選手権規定を制定する。</p>
<p>第2条 選手権の区分 日本レース選手権は次の通り区分する。</p> <p>1. 全日本選手権</p> <p>2. 地方選手権</p> <p>地方選手権の呼称は、1サーキットで1シリーズを構成するものについては、開催されるサーキット名を付し、また、<u>2つのサーキットで1シリーズを構成するものについては、開催されるサーキット名または当該地方名を付する。3つ以上のサーキットで1シリーズを構成するものについては、シリーズオーガナイザーからの申請に基づきJAFが承認した名称を付する。</u></p>	<p>第2条 選手権の区分 日本レース選手権は次の通り区分する。</p> <p>1. 全日本選手権</p> <p>2. 地方選手権</p> <p>地方選手権の呼称は、1サーキットで1シリーズを構成するものについては、開催されるサーキット名を付し、また、<u>複数のサーキットで1シリーズを構成するものについては、開催されるサーキット名または当該地方名を付する。</u></p>
<p>第3条 選手権の構成</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 地方選手権は、次の5部門で構成される。1)、3) および5) は、ドライバーに選手権を与える。2) および4) は、ドライバーおよびチームに選手権を与える。</p> <p>1) <u>Formula Beat</u> 地方選手権（以下「F-Be」という。）</p> <p>2) ～5) (略)</p>	<p>第3条 選手権の構成</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 地方選手権は、次の5部門で構成される。1)、3) および5) は、ドライバーに選手権を与える。2) および4) は、ドライバーおよびチームに選手権を与える。</p> <p>1) <u>フォーミュラ4</u> 地方選手権（以下「F4」という。）</p> <p>2) ～5) (略)</p>

第4条 レースの走行距離

1. 選手権レースの最長走行距離および最短走行距離は次の通りとし、レース毎に競技会特別規則書でレース距離（以下「当初のレース距離」という。）を定める。

区分	部門	1 ヒートの競技		2 ヒート以上の競技		
				1 ヒートの距離		合計
		最短	最長	最短	最長	最長
全日本選手権	SF	110km	300km	75km	180km	300km
	SFL	65km	100km	65km	75km	150km
地方選手権	<u>F-Be</u>	30km	100km	45km	75km	150km
	FIA-F4	30km	30分 又は 100km	—	—	—
	S-FJ	30km	100km	25km	75km	150km
	FORMULA REGIONAL	—	35分*	—	—	—
	ツーリング ^g カー	30km	<u>300km</u>	—	—	—

* レース距離は特別規則に明示される

2. (略)

第5条 選手権レースの成立

1. 各部門の選手権は、部門毎のレースが当該年度でそれぞれ3回以上開催されなければ成立しない。

ただし、FIA-F4は、6回以上、FORMULA REGIONALは5回以上開催されなければ成立しない。

第4条 レースの走行距離

1. 選手権レースの最長走行距離および最短走行距離は次の通りとし、レース毎に競技会特別規則書でレース距離（以下「当初のレース距離」という。）を定める。

区分	部門	1 ヒートの競技		2 ヒート以上の競技		
				1 ヒートの距離		合計
		最短	最長	最短	最長	最長
全日本選手権	SF	110km	300km	75km	180km	300km
	SFL	65km	100km	65km	75km	150km
地方選手権	<u>F4</u>	30km	100km	45km	75km	150km
	FIA-F4	30km	30分 又は 100km	—	—	—
	S-FJ	30km	100km	25km	75km	150km
	FORMULA REGIONAL	—	35分*	—	—	—
	ツーリング ^g カー	30km	<u>45分</u> 又は <u>100km</u>	—	—	—

* レース距離は特別規則に明示される

2. (略)

第5条 選手権レースの成立

1. 各部門の選手権は、部門毎のレースが当該年度でそれぞれ3回以上開催されなければ成立しない。

ただし、FIA-F4は、7回以上、FORMULA REGIONALは5回以上開催されなければ成立しない。

2. ～4. (略)

第6条～第14条 (略)

第2章 全日本選手権

第15条 (略)

第16条 ドライバーの参加資格

1. (略)

2. SFL

国内競技運転者許可証Aもしくはそれと同等以上の所持者または、限定国内競技運転者許可証A所持者の内、JAFスポーツ資格登録規定第2条2. 8) に該当する者が参加できる。

国際格式競技の場合は、国際競技運転者許可証B以上の所持者とする。ただし、次のいずれかに該当する者は参加できない。

- 1) 当該選手権統一規則に定める当連盟への公式登録申請時にFIAスーパーライセンスを所持している者。
- 2) 2022年のF2またはSFにおいて、シリーズランキング上位6位までの者。

第17条 (略)

第3章 地方選手権

第18条 参加できる車両

1. F-Be

当該年のJAF国内競技車両規則に定めるFormula Beat (F-Be)とし、本選手権に使用するタイヤは、JAFの承認のもとでオーガナイザーによって指定されたものを使用しなければならない。

2. ～4. (略)

第6条～第14条 (略)

第2章 全日本選手権

第15条 (略)

第16条 ドライバーの参加資格

1. (略)

2. SFL

国内競技運転者許可証Aもしくはそれと同等以上の所持者または、限定国内競技運転者許可証A所持者の内、JAFスポーツ資格登録規定第2条2. 8) に該当する者が参加できる。

国際格式競技の場合は、国際競技運転者許可証B以上の所持者とする。ただし、次のいずれかに該当する者は参加できない。

- 1) 当該選手権統一規則に定める当連盟への公式登録申請時にFIAスーパーライセンスを所持している者。
- 2) 2021年のF2またはSFにおいて、シリーズランキング上位6位までの者。

第17条 (略)

第3章 地方選手権

第18条 参加できる車両

1. F4

当該年のJAF国内競技車両規則に定めるフォーミュラ4 (F4)とし、本選手権に使用するタイヤは、JAFの承認のもとでオーガナイザーによって指定されたものを使用しなければならない。

2. ～5. (略)

第19条 ドライバーの参加資格

1. F-B e

限定国内競技運転者許可証Aを含み、国内競技運転者許可証Aもしくはそれと同等以上国際競技運転者許可証B以下のライセンス所持者で、次のいずれかの条件を満たす者が参加できる。

- 1) 過去のレース出場実績が3回以上。
- 2) 過去のレース出場実績が2回以上で、かつJ A F公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が4時間以上あってその証明を有すること。
- 3) 過去にレースの出場実績が1回で、かつJ A F公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が6時間以上あり、その証明を有すること。
- 4) J A F公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が9時間以上あり、その証明を有すること。

2. F I A - F 4

限定国内競技運転者許可証Aを含み、国内競技運転者許可証Aもしくはそれと同等以上国際競技運転者許可証B以下のライセンス所持者で、次のいずれかの条件を満たすものが参加できる。

- 1) 過去3年間においてレース出場実績が3回以上。
- 2) 過去3年間においてレース出場実績が2回以上で、かつレースを目的として製作されたフォーミュラ車両にてJ A F公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が4時間以上あってその証明を有すること。
- 3) 過去3年間においてレースの出場実績が1回で、かつレースを目的として製作されたフォーミュラ車両にてJ A F公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が6時間以上あり、その証明を有すること。

2. ～5. (略)

第19条 ドライバーの参加資格

1. F 4

限定国内競技運転者許可証Aを含み、国内競技運転者許可証Aもしくはそれと同等以上国際競技運転者許可証B以下のライセンス所持者で、次のいずれかの条件を満たす者が参加できる。

- 1) 過去のレース出場実績が3回以上。
- 2) 過去のレース出場実績が2回以上で、かつJ A F公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が4時間以上あってその証明を有すること。
- 3) 過去にレースの出場実績が1回で、かつJ A F公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が6時間以上あり、その証明を有すること。
- 4) J A F公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が9時間以上あり、その証明を有すること。

2. F I A - F 4

限定国内競技運転者許可証Aを含み、国内競技運転者許可証Aもしくはそれと同等以上国際競技運転者許可証B以下のライセンス所持者で、上記1. 1)～4)に定めるいずれかの条件を満たす者が参加できる。

4) レースを目的として製作されたフォーミュラ車両にてJAF公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が9時間以上あり、その証明を有すること。

2)～4)のスポーツ走行の経験時間については参戦年での経験時間を含んでよい。

ただし、2020年～2022年にF2、SF、F3、SFL、FORMULA REGIONALのいずれかのレースにおいて3位以内に入賞した経験を有する者は、参加できない。

3. S-FJ

限定国内競技運転者許可証Aを含み、国内競技運転者許可証Aもしくはそれと同等以上国際競技運転者許可証B以下のライセンス所持者で、上記1. 1)～4)に定めるいずれかの条件を満たす者が参加できる。

ただし、2020年～2022年にF2、SF、F3、SFL、FORMULA REGIONALのいずれかのレースにおいて3位以内に入賞した経験を有する者は、参加できない。

4. ～5. (略)

第20条 公式予選

1. 公式予選は、最少15分(赤旗による中断時間は除く)とする。ただし、FIA-F4はこの限りではない。

2. ～4. (略)

第21条 得点基準

1. 次の得点基準表に基づき、各選手権レースにおける上位10位までのドライバーに得点を与える。(FIA-F4およびFORMULA REGIONALについては、ドライバーおよびチームに得点を与える。チームに対する得点は、エントラントに対して与えられ、各レースにおいて同一エントラントに所属する車両が得た順位のうち、最上位のみが得点対象となる。)

ただし、2019年～2021年にF2、SF、F3、SFL、FORMULA REGIONALのいずれかのレースにおいて3位以内に入賞した経験を有する者は、参加できない。

3. S-FJ

限定国内競技運転者許可証Aを含み、国内競技運転者許可証Aもしくはそれと同等以上国際競技運転者許可証B以下のライセンス所持者で、上記1. 1)～4)に定めるいずれかの条件を満たす者が参加できる。

ただし、2019年～2021年にF2、SF、F3、SFL、FORMULA REGIONALのいずれかのレースにおいて3位以内に入賞した経験を有する者は、参加できない。

4. ～5. (略)

第20条 公式予選

1. 公式予選は、最少15分(赤旗による中断時間は除く)とする。

2. ～4. (略)

第21条 得点基準

1. 次の得点基準表に基づき、各選手権レースにおける上位10位までのドライバーに得点を与える。(FIA-F4およびFORMULA REGIONALについては、ドライバーおよびチームに得点を与える。チームに対する得点は、エントラントに対して与えられ、各レースにおいて同一エントラントに所属する車両が得た順位のうち、最上位のみが得点対象となる。)

ただし、得点を得る車両は、当該レースにおける同一部門の優勝車両が走行した周回数の90%（小数点以下切捨て）以上の周回数を走行していなければならない。

●得点基準表（F-B e、S-F J、ツーリングカー）

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	位	位	位	位	位	位	位	位	位	位
得点	20	15	12	10	8点	6点	4点	3点	2点	1点
	点	点	点	点						

●得点基準表（F I A-F 4およびFORMULAREGIONAL）

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	位	位	位	位	位	位	位	位	位	位
得点	25	18	15	12	10	8点	6点	4点	2点	1点
	点	点	点	点	点					

2. ～3. (略)

4. 選手権得点の対象となるレース数は、以下の通りとする。

1) F-B eおよびS-F J：

選手権レースとして成立した当該部門のレースの合計数の80%（小数点以下四捨五入）とする。

2) ～3) (略)

5. (略)

6. ツーリングカー地方選手権は、シリーズオーガナイザーからの申請に基づきJAFが承認をした場合、上記1. ～5. の方法と異なる得点基準を用いることができる。

第22条 本規則の施行

本規則は、2023年1月1日より施行する

以上

ただし、得点を得る車両は、当該レースにおける同一部門の優勝車両が走行した周回数の90%（小数点以下切捨て）以上の周回数を走行していなければならない。

●得点基準表（F 4、S-F J、ツーリングカー）

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	位	位	位	位	位	位	位	位	位	位
得点	20	15	12	10	8点	6点	4点	3点	2点	1点
	点	点	点	点						

●得点基準表（F I A-F 4およびFORMULAREGIONAL）

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	位	位	位	位	位	位	位	位	位	位
得点	25	18	15	12	10	8点	6点	4点	2点	1点
	点	点	点	点	点					

2. ～3. (略)

4. 選手権得点の対象となるレース数は、以下の通りとする。

1) F 4およびS-F J：

選手権レースとして成立した当該部門のレースの合計数の80%（小数点以下四捨五入）とする。

2) ～3) (略)

5. (略)

第22条 本規則の施行

本規則は、2022年1月1日より施行する

以上